

令和7年度 伊東市長寿ふれあい交流事業助成金手続き等の流れ

記念品事業

総事業費の2/3相当額を助成する。

敬老会事業どちらか一方

ただし、配付数に1,500円を乗じて得た額を上限とする。

R5年度～記念品の対象：商品券その他の金券類は× 全員一律のもの

<事例：▲▲町内会の場合>

【事業の計画】※配布する記念品：商品券その他の金券類は×。一律のものが望ましい。

▲▲町内会では敬老会を行わず、65歳以上の方に対し、記念品を配付する事業を計画し、敬老の日の9月15日（木）町内の役員が該当高齢者30人の自宅を訪れて記念品を渡す。30人分の記念品代54,000円（@1,800×30人）を経費と見込んだ。

【(事前)申請手続き】 ●●町内会→市へ（申請額：36,000円）

※実施予定日から15日前まで※ 〆期日までに必ず申請してください

別紙の「長寿ふれあい交流事業申請書兼実施計画書」を市高齢者福祉課へご提出ください。

【交付決定通知】 市→▲▲町内会へ（交付決定額36,000円）

上記の申請書に基づき、交付決定額を通知します。

【事業の実施（記念品の配布）】

当初該当する高齢者人数を30人と見込んでいたが、実際には28人に記念品を配付し、事業を実施した。⇒報告額（市助成金）は@1,800×28人×2/3=33,600円となります。

【事業完了(記念品配布終了後)に関する手続き】 ▲▲町内会→市へ（報告額33,600円）

※書類受付時に、訂正箇所がある場合があります。

事前申請時と同じ「印鑑」を持参した上で、以下を高齢者福祉課へご提出ください。

- ① 長寿ふれあい事業 完了報告書（総事業費等の変更があった場合は、変更後の金額で作成する）
- ② 参加者名簿（申請団体が作成したもの） ※氏名・住所・年齢65歳以上対象有無の項目
- ③ 領収書（写しでも可能） ※領収書の宛名に「申請団体名」の記載があることを確認してください。
- ④ 振込口座の通帳の写し（銀行支店名・口座番号等の記載面） ※本年度初めて申請を行う団体は必須
- ⑤ 請求兼領収書（※押印必要） ※振込する通帳と照会し、口座名義や口座番号の確認をお願いします
- ⑥ 委任状（申請団体名が口座名義に含まれていない場合のみ提出※押印必要） ⇒市担当者へ伝える

【助成金の支払い（完了報告受付から約1か月後）】 市→▲▲町内会

完了報告書類の提出から「約1か月後」に指定の口座へ助成金を振込させていただきます。

※注意※ 参加した高齢者の対象要件を調査し、年齢等が非該当の場合は交付金額の減額もあります。